

# 再生可能エネルギーの導入の促進に関する臨時措置法案

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、エネルギー資源の確保をめぐる国際情勢が不安定な要素を有していること等にかんがみ、再生可能エネルギーの開発及び導入を総合的に進めるために必要な措置を講ずることによって、枯渇性エネルギーから再生可能エネルギーへの転換、エネルギー自給率の向上を図り、もって現在及び将来の国民経済の健全な発展及び国民生活の安定並びに我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「電気事業者」とは、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。

2 この法律において「再生可能エネルギー」とは、次に掲げるエネルギーをいう。

一 風力

二 太陽光（太陽熱を含む。）

三 地熱

四 水力（政令で定めるものに限る。）

五 バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を熱源とする熱

六 前各号に掲げるもののほか、太陽、月又は地球を起源とするエネルギーであって、政令で定めるもの。

3 この法律において「再生可能エネルギー電気」とは、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギーを変換して得られる電気をいう。

4 この法律において「再生可能エネルギー熱供給」とは、再生可能エネルギーによって加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気を導管により供給することをいう。

5 この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギーを電気に変換する設備をいう。

6 この法律において「再生可能エネルギー熱供給設備」とは、再生可能エネルギー熱供給の用に供されるボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備をいう。

7 この法律において「枯渇性エネルギー」とは、次に掲げるエネルギーをいう。

一 石炭

二 石油

三 天然ガス

四 原子力

五 前各号に掲げるもののほか、枯渇性のエネルギーであって、政令で定めるもの。

### (基本理念)

第三条 再生可能エネルギーの導入は、枯渇性エネルギーから再生可能エネルギーに転換

することが人類の社会の持続可能性にとって必要不可欠であることにかんがみ、できる限り速やかに進められなければならない。

2 再生可能エネルギーの導入は、再生可能エネルギーが地域固有のエネルギー源であり、地域によって得られる再生可能エネルギーの種類が異なることにかんがみ、地域の防災上の取り組み、地域経済の振興、地域文化の発展等の観点を踏まえつつ、地域の実情に即して進められなければならない。

3 再生可能エネルギーの導入は、再生可能エネルギーによって賄いうるエネルギー需要が広く存在することにかんがみ、エネルギー需要の特性を踏まえて進められなければならない。

#### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、前条に定める再生可能エネルギーの導入に関する施策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、再生可能エネルギーの導入の促進に関し、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、公共事業において再生可能エネルギー発電設備又は熱供給設備（以下「再生可能エネルギー設備」という。）を導入すること、自ら再生可能エネルギーを使用すること等により、再生可能エネルギーの導入の促進に努めなければならない。

#### （国の責務）

第五条 国は、基本理念にのっとり、地方公共団体の再生可能エネルギーの導入に関する施策を促進するとともに、全国的な見地から必要とされる再生可能エネルギーの導入の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、基本理念にのっとり、公共事業において再生可能エネルギー設備を導入すること、自ら再生可能エネルギーを使用すること等により、再生可能エネルギーの導入の促進に努めなければならない。

#### （事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において再生可能エネルギー設備を導入すること、自ら再生可能エネルギーを使用すること等により、再生可能エネルギーの導入の促進に努めるとともに、地方公共団体又は国が実施する再生可能エネルギーの導入の促進に関する施策に協力する責務を有する。

2 電気事業者は、基本理念にのっとり、再生可能エネルギーの導入に適したエネルギー供給システムの構築に努めなければならない。

#### （建築主等の責務）

第七条 建築主等は、再生可能エネルギー設備を導入すること等により、再生可能エネルギーの導入の促進に努めなければならない。

#### （国民の努力）

第八条 国民は、基本理念にのっとり、エネルギーの使用に当たっては、その使用の合理化に努めるとともに再生可能エネルギーの導入に努めるものとする。

## 第二章 再生可能エネルギーの導入目標

(再生可能エネルギーの導入目標)

第九条 政府は、基本理念にのっとり、再生可能エネルギーの導入目標（以下「導入目標」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2 導入目標は、枯渇性エネルギーから再生可能エネルギーに転換する政策の推進において、我が国が国際的に先導的な役割を担うことを旨として、適切な水準となるように定めるものとする。

3 主務大臣は、導入目標の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 主務大臣は、導入目標の案を作成しようとするときは、広く一般の意見を聴かなければならない。

5 主務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、導入目標を公表しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、導入目標の変更について準用する。

## 第三章 市区町村再生可能エネルギー導入計画

(市区町村再生可能エネルギー導入計画)

第十条 市区町村又は特別区（以下「市区町村」という。）は、当該市区町村の区域内の再生可能エネルギーの導入に関する計画（以下「市区町村計画」という。）を定めることができる。

2 市区町村計画においては、当該市区町村の区域内の再生可能エネルギーの導入に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 再生可能エネルギーの導入可能性
- 二 再生可能エネルギーを導入するための方策に関する事項
- 三 各年度において得られる再生可能エネルギーの導入量の見込み
- 四 その他再生可能エネルギーの導入の促進に関し重要な事項

3 市区町村は、市区町村計画を定めたときは、直ちに、関係都道府県を經由して、主務大臣にこれを提出しなければならない。

4 関係都道府県は、前項の規定により市区町村計画の提出を受けたときは、市区町村に対し、再生可能エネルギーの導入に関する助言その他必要な援助をすることができる。

5 主務大臣は、第三項の規定により市区町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市区町村計画についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。

6 第一項及び前二項の規定は、市区町村計画の変更について準用する。

(国の補助等)

第十一条 国は、再生可能エネルギーの導入の促進を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、市区町村計画に基づいて行う事業に要する経費の一部を補助することができる。

(再生可能エネルギー導入のための地方債)

第十二条 市区町村が市区町村計画に基づいて行う再生可能エネルギーの導入に関する事

業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び再生可能エネルギー設備の整備につき当該市区町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

2 市区町村計画に基づいて行う前項に規定する出資又は施設の整備につき市区町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。）で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市区町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（資金の確保等）

第十三条 国は、市区町村計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

#### 第四章 再生可能エネルギー設備の認定

（再生可能エネルギー発電設備の認定）

第十四条 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電し、又は発電しようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、主務大臣の登録を受けた者（以下「登録認定機関」という。）による認定を受けることができる。

一 当該発電し、又は発電しようとする者が設置し、又は設置しようとする当該再生可能エネルギー発電設備が主務省令で定める基準に適合すること。

二 その発電の方法が主務省令で定める基準に適合すること。

2 登録認定機関は、同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、第一項の認定をするものとする。

3 登録認定機関は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

4 登録認定機関は、第一項の認定に係る発電が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

5 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

（再生可能エネルギー熱供給設備の認定）

第十五条 再生可能エネルギー熱供給設備を工場において製造しようとする者は、主務省令で定めるところにより、その者が製造しようとする再生可能エネルギー熱供給設備が主務省令で定める基準に適合していることにつき、登録認定機関による認定を受けることができる。

2 登録認定機関は、前項の熱供給設備が主務省令で定める基準に適合していると認めるときは、前項の認定をするものとする。

3 登録認定機関は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

4 登録認定機関は、第一項の認定に係る熱供給が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

5 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(登録)

第十六条 第十四条第一項の登録（以下「登録」という。）は、主務省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電設備又は再生可能エネルギー熱供給設備の認定を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第二十八条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の基準)

第十八条 主務大臣は、第十六条の規定により登録を申請した者が次に掲げる認定の信頼性の確保のための措置がとられているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

- 一 認定を行う部門に専任の管理者を置くこと。
  - 二 認定の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。
  - 三 前号に掲げる文書に記載されたところに従い認定の業務の管理及び精度の確保を行う専任の部門を置くこと。
- 2 登録は、登録認定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
  - 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(登録の更新)

第十九条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

(秘密保持義務等)

第二十条 登録認定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、認定事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 認定事務に従事する登録認定機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の記載)

第二十一条 登録認定機関は、帳簿を備え、認定事務に関し主務省令で定める事項を記載しなければならない。

- 2 前項の帳簿は、主務省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(認定の判断の義務)

第二十二條 登録認定機関は、認定を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定のための調査を行い、その結果に基づき認定の判断を行わなければならない。

2 登録認定機関は、公正に、かつ、主務省令で定める方法により認定の判断を行わなければならない。

3 登録認定機関は、その事業を実質的に支配している者その他の当該登録認定機関と著しい利害関係を有する事業者として主務省令で定めるものが設置する設備について、認定の判断を行ってはならない。

(事業所の変更)

第二十三條 登録認定機関は、認定の業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

(認定業務規程)

第二十四條 登録認定機関は、認定の業務に関する規程（以下「認定業務規程」という。）を定め、認定の業務の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 認定業務規程には、認定の実施方法、認定に関する料金その他の主務省令で定める事項を定めておかななければならない。

(認定の業務の休廃止)

第二十五條 登録認定機関は、認定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第二十六條 登録認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し、五年間事業所に備え置かななければならない。

2 利害関係人は、登録認定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記録した書面の交付の請求

(適合命令等)

第二十七条 主務大臣は、登録認定機関が第十八条第一項各号（第三号を除く。）のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、登録認定機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、登録認定機関が第二十二条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録認定機関に対し、認定の判断を行うべきこと又は認定の判断の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前二項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録認定機関に対し、認定事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(登録の取消し等)

第二十八条 主務大臣は、登録認定機関が第十八条第三号に適合しなくなったときは、第十六条の登録を取り消さなければならない。

2 主務大臣は、登録認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条の登録を取り消し、又は期間を定めて認定事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十七条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第二十二条第三項、第二十三条、第二十四条第一項、第二十五条又は第二十六条第一項の規定に違反したとき。

三 第二十四条第一項の届出を行った認定事務規程によらないで認定事務を行ったとき。

四 正当な理由がないのに第二十六条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

五 前条の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

(公示)

第二十九条 主務大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第二十三条又は第二十五条の規定による届出があつたとき。

三 前条の規定により登録を取り消し、又は認定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

## 第五章 再生可能エネルギー発電の導入義務

(再生可能エネルギー発電設備の接続義務)

第三十条 電気事業者は、再生可能エネルギー発電設備であつて第十四条第一項の認定を受けたもの（以下「認定発電設備」という。）を当該電気事業者が保有する電線路に接続したい旨の申出があつたときは、遅滞なく、これを接続しなければならない。

(再生可能エネルギー電気の購入義務)

第三十一条 電気事業者は、認定発電設備によって作られた電気を、適正な価格で買い取らなければならない。

2 電気事業者が、再生可能エネルギー電気を前項の規定により買い取る場合の価格は、次の各号に掲げる事項を勘案して政令で定める価格を下回ってはならない。

一 当該再生可能エネルギー電力の使用によって期待できる環境保全上の価値

二 再生可能エネルギー発電設備の種類ごとに、発電効率が最も優れているものを設置するために要する費用を償却するために要する年数

3 主務大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、中央環境審議会及び総合エネルギー調査会の意見を聴かなければならない。

(勧告及び命令)

第三十二条 主務大臣は、電気事業者が第三十条に定める申出があつた場合において、その申出にかかる認定発電設備を当該電気事業者が保有する電線路に接続していないことについて正当な理由がないと認めるときは、その電気事業者に対し、期限を定めて、第三十条の規定に従って認定発電設備の接続をすべきことを勧告することができる。

2 主務大臣は、電気事業者が認定発電設備によってつくられた電気を第三十一条第一項の規定に従って買い取っていない場合において、その買い取っていないことについて正当な理由がないと認めるときは、その電気事業者に対し、期限を定めて、第三十一条第一項の規定に従って買い取るべきことを勧告することができる。

3 主務大臣は、前二項に規定する勧告を受けた電気事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 主務大臣は、第一項又は第二項に規定する勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該電気事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

## 第六章 建築物への再生可能エネルギー設備の導入義務

(建築物の建築をしようとする者等の努力)

第三十三条 次に掲げる者は、再生可能エネルギー発電設備又は第十五条第一項の認定を受けた再生可能エネルギー熱供給設備（以下「認定熱供給設備」という。）を導入することなど建築物に係る再生可能エネルギーの導入の促進のための措置を適確に実施することにより、建築物に係る再生可能エネルギーの導入の促進に資するよう努めなければならない。

一 建築物の建築をしようとする者

二 建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合にあつては、管理者。以下同じ。）

(建築主等の判断の基準となるべき事項)

第三十四条 主務大臣は、建築物に係る再生可能エネルギーの導入の促進の適切かつ有効な実施を図るため、前条に規定する措置に関し建築主等（同条各号に掲げる者をいう。以下同じ。）の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、再生可能エネルギーの導入に関する技術水準、環境の保全上の要請その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変化に応じて必要な改定をするものとする。

(建築物に係る指導及び助言等)

第三十五条 所管行政庁（建築主事を置く市町村又は特別区の区域にあつては当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域にあつては都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七



条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物にあっては、都道府県知事とする。以下同じ。)は、建築物(住宅を除く。以下この項において同じ。)について第三十三条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定建築物に係る届出、勧告等)

第三十六条 建築物の政令で定める規模以上の新築若しくは政令で定める規模以上の改築又は建築物の政令で定める規模以上の増築をしようとする者(以下「特定建築主等」という。)は、主務省令で定めるところにより、当該建築物(以下「特定建築物」という。)の設計及び施工に係る事項のうち当該建築物にかかる再生可能エネルギーの導入の促進のための措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 所管行政庁は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る事項が第三十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出をした者に対し、その判断の根拠を示して、当該届出に係る事項を変更すべき旨を勧告することができる。

3 第一項の規定による届出をした者(届出をした者と当該届出に係る建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者とし、当該建築物が譲り渡された場合にあっては譲り受けた者(譲り受けた者と当該建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者)とする。)は、主務省令で定めるところにより、定期に、その届出に係る事項に関する再生可能エネルギー発電設備又は認定熱供給設備の維持保全の状況について、所管行政庁に報告しなければならない。

4 所管行政庁は、前項の規定による報告があつた場合において、当該報告に係る事項が第三十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該報告をした者に対し、その判断の根拠を示して、再生可能エネルギー発電設備又は認定熱供給設備の維持保全をすべき旨の勧告をすることができる。

5 所管行政庁は、第二項又は前項に規定する勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

6 所管行政庁は、第二項又は第四項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

7 前各項の規定は、法令若しくは条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより第三十三条に規定する措置をとることが困難なものとして政令で定める建築物又は仮設の建築物であつて政令で定めるものには、適用しない。

## 第七章 雑則

(再生可能エネルギーに関する証書の利用の促進)

第三十七条 国は、再生可能エネルギー電力又は再生可能エネルギー熱供給であることに関する証書の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(再生可能エネルギーに関する統計の整備)

第三十八条 国は、再生可能エネルギーの導入に関する施策の策定及び実施に資するため、再生可能エネルギーの利用の状況に関する統計、再生可能エネルギー設備の導入状況に関する統計その他再生可能エネルギーに関する統計の整備のために必要な措置を講ずるものとする。

(主務大臣)

第三十九条 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

- 一 第四章及び第三十二条に関する事項 経済産業大臣
  - 二 第三十一条第三項に関する事項 環境大臣及び経済産業大臣
  - 三 第三十四条に関する事項 国土交通大臣
- 2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

## 第八章 罰則

(罰則)

第四十条 第三十二条第四項又は第三十六条第六項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十一条 第二十条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十二条 第二十八条第二項の規定による認定事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録認定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第二十一条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第二十一条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者は、五十万円以下の罰金に処する。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、平成三十二年十二月三十一日までに廃止するものとする。